

※1 本入札広告は、平成19年2月16日
に広告した内容を一部変更していますので、
ご注意ください。

入 札 広 告※1

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成19年5月18日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 帆足 博明

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 平成19年度 神戸淡路鳴門自動車道道路修繕工事
- (2) 工事場所 自) 兵庫県神戸市西区見津が丘4丁目 (KP 0.0)
至) 徳島県鳴門市撫養町木津字原山 (KP 89.0)
- (3) 工事内容 本工事は、本州四国連絡高速道路株式会社 神戸淡路鳴門自動車道神戸西ICから鳴門IC間において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通事故復旧、修繕工事、路側維持作業、緊急作業及び交通規制の各業務を年間を通じて総合的に実施するものである。
本工事の施工にあたっては、通行車両等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な業務執行体制・迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。
- (4) 道路諸元 延長 約89.0km
(作業環境) 内訳 土工延長 約57.2km
橋梁延長 約24.5km (97橋)
トンネル延長 約7.3km (8本)
- 車線数 片側3車線 (垂水JCT～淡路IC)
片側2車線 (神戸西IC～垂水JCT)
(淡路IC～鳴門IC)
- 規制速度 100km/h (神戸西IC～垂水JCT)
(淡路IC～西淡三原IC)
80km/h (垂水JCT～淡路IC)
(西淡三原IC～淡路島南IC)
(鳴門北IC～鳴門IC)
70km/h (淡路島南IC～鳴門北IC)
- (5) 施工概要 日平均断面交通量 約25,000台 (垂水JCT～淡路IC)
事故復旧工事件数 約180件/年間
修繕工事 路面補修及び道路附属施設補修等
交通規制 約310日/年間規制 (車線規制)

- (6) 契約期間 平成19年 7月17日～平成20年 5月31日
(7) 作業期間 平成19年 8月 1日～平成20年 5月31日

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書等の提出

競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書（技術資料及び企業結合確認資料）（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。

(2) 申請書等の作成

技術資料は技術資料作成要領に基づき作成、企業結合確認資料は企業結合確認資料作成要領に基づき作成するものとする。

(3) 申請書等の入手方法

競争参加希望者は、技術資料作成要領、企業結合確認資料作成要領並びに契約書案、入札及び見積手引き、仕様書、単価表及び入札広告の写しを入札広告の日から平成19年 6月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、下記の場所において実費負担（1部600円）で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター 総務課

（住 所）〒772-0053 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18

（電話番号）088-687-2166（代）

(4) 申請書等の提出期間及び場所

申請書等の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成19年 5月18日（金）から平成19年 6月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に同じ。郵送又は電送は受け付けない。
- ③申請書等の確認 受付時に単純な記載漏れ又は記載ミスがないかどうかを確認する必要があるため、提出する資料について内容を理解し、説明できる者が持参すること。

3. 競争参加資格

I. 申請書等の提出を求める対象者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- ①土木工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（告示（平成6年建設省告示第1461号をいう。）第1の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
- ②契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ③本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の過去2年以内において次の（イ）から（チ）までの一に該当したと認められる者

- (イ) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - (チ) (イ) から (ト) までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 本州四国連絡高速道路株式会社平成 19・20 事業年度工事入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）のうち、「保全土木工事」の認定を受けていること。
 - (3) 申請書等（技術資料を除く）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成 17 年第 48 号）に基づき、「地域 1（兵庫県、徳島県）」及び「地域 4 のうち大阪府」において、指名停止を受けていないこと。
 - (4) 次に掲げる①から④を満たすこと。
 - ① 工事实績
平成 9 年度以降に元請けとして完工した、断面交通量 2 万台／日以上以上の道路における「修繕工事」及び「交通規制」の施工実績を有すること。
 - ② 配置予定技術者の資格及び工事経験
 - イ. 配置予定の主任（監理）技術者が、平成 9 年度以降に、断面交通量が 1 万台／日以上以上の道路において「修繕工事（交通規制を含む。）」の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験及び当該工事に対応する許可業種に係る主任（監理）技術者の資格を有すること。
 - ロ. 主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
 - ハ. 監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
 - ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者。
 - ③ 施工計画
施工計画が妥当であること。
 - ④ 工事成績等
当年度に履行中の当該工事の業績評価が D でないこと及び入札広告の前年度から

起算した過去5年間における保全土木工事（維持・修繕工事を含む。）の工事成績の平均点が65点未満でないこと。

Ⅱ. 競争参加資格の確認については、「契約事務細則」（本四会社達平成17年第39号）第31条に規定する基準による。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、競争への影響をみるべき企業結合の関係があるものとみなし、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう確認結果を通知するものとする。

1) 入札参加希望者間に、発行済株式総数の100分の10を超過する株式所有関係がある場合、又は出資の総額の100分の10を超過する出資関係がある場合

2) 入札参加希望者間に、取締役（非常勤取締役含む。）又は監査役（非常勤監査役を含む。）のいずれかの者の兼任関係がある場合

4. ヒアリング

(1) 企業結合確認資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

(2) 提出された技術資料に基づき下記のとおりヒアリングを実施する。なお、ヒアリングには技術資料の内容を説明できるものが参加すること。

①開催日時：平成19年6月19日（火）から平成19年6月22日（金）までのうち、別途通知する日時とする。

②開催場所：本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター 総務課
（住所）〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
（電話番号）088-687-2166

5. 入札予定時期

入札予定時期 平成19年7月

6. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記3I(4)②に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

7. その他

(1) 当該工事に係る次年度の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する場合がある。

(2) 提出された技術資料等は、返却しない。

(3) 手続に関する問い合わせ先は、記2.(3)に同じ。

(4) 本工事は単価契約のため、記1(5)施工概要の数量は契約を担保するものではない。

(5) 記3I(2)に掲げる工事等指名競争参加資格の認定を受けていない者も記2(4)

により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(6)申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 19 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 帆足 博明 殿

業者コード（注 1）

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

平成 年 月 日付けで、入札広告のありました平成 19 年度 神戸淡路鳴門自動車道道路修繕工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。

以上

（注 1）業者コードは、当社より送付された「平成 19・20 事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載してください。

競争参加資格確認資料の提出について

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 帆足 博明 殿

業者コード（注1）
住 所
商号又は名称 印
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで申請しました平成19年度 神戸淡路鳴門自動車道道路修繕工事に係る競争参加資格の確認資料を提出します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料
2. 企業結合確認資料

以上

（注1）業者コードは、当社より送付された「平成19・20事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載してください。